

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月14日発行

Vol.344

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

福島県からのお知らせ

県道原町川俣線 「八木沢トンネル」が 開通します

福島県が復興を担う『ふくしま復興再生道路』として位置づけ、事業を進めてまいりました県道原町川俣線「八木沢トンネル」が3月18日（日）に開通することになりました。



 **13ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	-----	2
浪江町	-----	4
双葉町	-----	8
福島県	-----	13

●交流ルームひばり通信

・2月・3月の「ひばり」	-----	14
--------------	-------	----



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況 ※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

平成30年1月31日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	2,614	群馬県	83	大阪府	14	広島県	4	和歌山県	-
宮城県	1,033	北海道	45	兵庫県	12	福岡県	3	鳥取県	-
茨城県	404	長野県	39	沖縄県	11	三重県	2	徳島県	-
東京都	377	山梨県	33	岐阜県	9	山口県	2	高知県	-
新潟県	370	秋田県	33	京都府	9	香川県	2	熊本県	-
山形県	357	岩手県	27	福井県	8	愛媛県	2	宮崎県	-
埼玉県	344	静岡県	20	滋賀県	8	佐賀県	2	鹿児島県	-
栃木県	249	石川県	19	岡山県	6	富山県	1	海外	8
千葉県	209	青森県	14	長崎県	5	奈良県	1	合計	6,600
神奈川県	201	愛知県	14	大分県	5	島根県	1	(12/31 6,756)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	685	喜多方市	26	桑折町	6	天栄村	2
相馬市	572	会津坂下町	17	会津美里町	6	鮫川村	2
いわき市	427	本宮市	16	田村市	5	浅川町	2
郡山市	321	鏡石町	15	猪苗代町	5	小野町	2
会津若松市	113	西郷村	13	矢吹町	5	矢祭町	1
新地町	103	西会津町	11	古殿町	5	合計	2,614
伊達市	64	川俣町	8	棚倉町	4	(12/31 2,673)	
須賀川市	58	大玉村	8	広野町	3		
二本松市	57	三春町	8	檜葉町	3		
白河市	32	金山町	7	南会津町	2		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,797人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	2,498人
	市内の仮設住宅	687人
	市内転居	7,918人
計		46,900人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	6,600人
	(うち福島県外)	(3,986人)
	計	6,600人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	6,141人
	転出	11,912人
	所在不明	8人
	計	18,061人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成30年 1月31日現在の 居住者数
小高区	12,842人	2,469人
鹿島区	11,603人	10,842人
原町区	47,116人	41,084人
他市町村 の避難者	—	2,975人
計	71,561人	57,370人

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

南相馬市東日本大震災追悼式の開催について

2月10日HP更新

平成23年3月11日の東日本大震災により犠牲となられた方々に対し、7年を迎えるこの日に哀悼の意を捧げるとともに市の復興と創造を誓うため、南相馬市東日本大震災追悼式を開催します。

とき

3月11日(日) 受け付け 午後1時15分(大ホールへの入場)
 開始 午後2時20分
 終了 午後3時30分

ところ

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」大ホール

内容

開式の辞
 市民歌斉唱
 市長式辞
 国追悼式の中継(予定)
 追悼の辞
 御遺族代表のこトゴ
 主催者、来賓、遺族全員による献花
 閉式の辞



その他

- ・遺族の代表の方には案内状を送付していますが、案内状にかかわらずどなたでも参列いただけます。
- ・一般参列者の方のために、ゆめはっとロビーに記帳所を設けます。
- ・供花、供物などは辞退いたします。献花用の生花は市で用意します。
- ・平服でお越しく下さい。
- ・駐車場は、ゆめはっと西側(旧文化センター跡)駐車場および原町保健センター駐車場をご利用ください。
- ・当日の午後2時46分には、お亡くなりになられた方の冥福を祈り、サイレンを鳴らします。



※写真は昨年(2022年)の式典のものです。

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課

TEL 0244-24-5243



浪江町からのお知らせ

国民健康保険の医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

2月9日HP更新

国民健康保険の医療費一部負担金の免除期間が、**平成30年7月31日まで延長されます**。
新しい免除証明書は2月下旬に発送します。3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

※ 国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）の方	平成30年3月1日～7月31日
旧避難指示区域等の方で上位所得層の方	平成30年2月28日までで免除終了
帰還困難区域の方	平成30年3月1日～7月31日

※1 「上位所得層」とは、同じ世帯で国民健康保険加入者全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯。

「上位所得層」となった場合は、免除対象外となります。

また、世帯内に未申告者がいる場合、所得の判定ができないため、免除証明書の交付ができません。

※2 「旧避難指示区域等」とは旧居住制限区域および旧避難指示解除準備区域

- 免除期間内であっても、世帯内の国民健康保険の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 平成30年8月1日以降の免除については、7月に平成29年中の所得判定を行い上位所得層となった場合は免除対象外となります。
- 所得判定には平成29年中の所得額が必要となりますので、必ず税の申告を行ってください。所得の確認ができない場合は、免除証明書の交付は行えません。

【注意事項】

- (1) 社会保険などに加入の方は、勤務先か保険証に書かれている保険者に問い合わせください。なお、社会保険などに加入している方で、今回免除証明書が届いた方は、国民健康保険脱退手続きをしてください。国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。使用した場合、かかった医療費（10割）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- (2) 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院などを受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

問い合わせ

健康保険課 国民年金係

TEL 0240-34-0242

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ

2月9日HP更新

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、7月31日まで延長されます。
新しい免除証明書は2月下旬に発送します。3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証といっしょに必ず提示してください。

※ 後期高齢者医療保険の免除証明書・・・オレンジ色のA4型

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
帰還困難区域の方	平成30年7月31日まで
上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）の方	平成30年7月31日まで
旧避難指示区域等の方で上位所得層の方	平成29年9月30日で終了

※1 「上位所得層」とは、同じ世帯で後期高齢者医療被保険者の基礎控除後の総所得金額などを合算した額が600万円を超える世帯

※2 「旧避難指示区域等」とは旧居住制限区域および旧避難指示解除準備区域

○ 免除期間内であっても、世帯内の後期高齢者医療保険加入者の異動や、所得の変更などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。

問い合わせ

健康保険課 国民年金係

TEL 0240-34-0242

平成29年度 浪江町住民意向調査（復興庁・福島県・浪江町共催）の調査結果（速報版）

2月13日HP更新

浪江町の住民を対象とした住民意向調査の調査結果が復興庁から示されましたので、お知らせします。

この調査は、原発事故による避難者などに対する住民意向調査として、各々の市町村、福島県および復興庁の共催で順次実施されています。

調査の概要

- 調査対象： 世帯の代表者 8,637世帯
- 調査時期： 平成29年12月11日～25日
- 回収数： 4,092人(回収率47.4%)

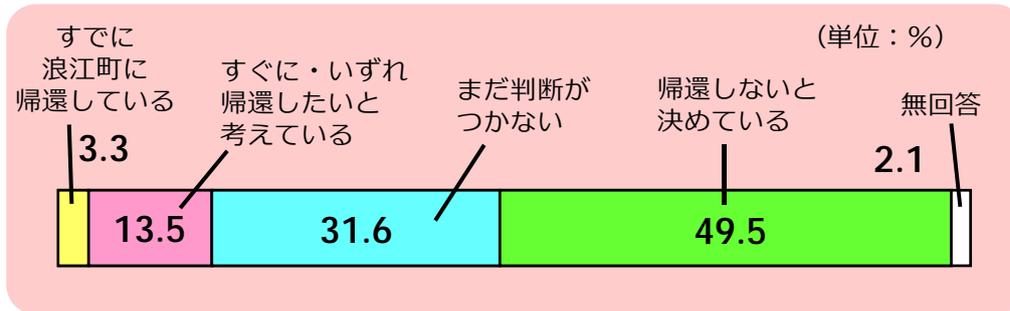
次ページへ続きます 

調査結果のポイント

(1) 帰還の意向

すでに浪江町に帰還している	3.3%(一)
すぐに・いずれ帰還したいと考えている	13.5%(17.5%)
まだ判断がつかない	31.6%(28.2%)
帰還しないと決めている	49.5%(52.6%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(平成28年9月)結果



(2) 帰還を判断するために必要なこと (上位抜粋)

医療・介護の復旧時期の目途	60.9%
商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途	51.5%
どの程度の住民が戻るかの状況	40.9%
放射線量の低下の目途、除染成果の状況	33.9%
原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況)	33.4%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

(3) 帰還しないと決めている理由 (上位抜粋)

医療環境に不安があるから	42.9%
原子力発電所の安全性に不安があるから	38.4%
生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから	37.9%
避難先の方が生活利便性が高いから	34.7%
水道水などの生活用水の安全性に不安があるから	34.5%

※帰還の意向で「帰還しないと決めている」と回答した方のみ回答

(4) 浪江町との関係 (上位抜粋)

移転した場所に住みながら、定期的に浪江町に行き来したい	53.9%
浪江町の祭事などに参加したい	21.2%
浪江町の地域活動や行政に協力していきたい	18.1%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」「帰還しないと決めている」と回答した方のみ回答

住民意向調査速報版を添付しました。

※浪江町の世帯

問い合わせ

復興庁 原子力災害復興班
浪江町役場 企画財政課 企画調整係

TEL 03-6328-0250
TEL 0240-34-0240

本宮市復興公営住宅の入居者を募集します（2/23まで）

2月10日HP更新

本宮市では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる61戸の復興公営住宅を市内3カ所に整備しています。

今回、吹上市営住宅で1戸、榊形第二市営住宅で1戸、計2戸が空室となりましたので、入居者を募集します。

募集する住宅

住宅の名称	所在地	構造など	間取り	募集戸数	ペット
吹上市営住宅	本宮市仁井田字吹上	RC集合3階建て	3LDK	1戸	不可
榊形第二市営住宅	本宮市仁井田字榊形	木造平屋建て	3LDK	1戸	不可

申込期限

2月23日（金）必着

申込書

本宮市白沢総合支所にお問合せいただくか、ダウンロードしてください。

申込方法

窓口または郵送により提出

【提出・問い合わせ先】

本宮市役所白沢総合支所 地域振興課 地域振興係
 〒969-1203 本宮市白岩字堤崎494番地22
 （午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く）

TEL 0243-44-2113

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

TEL 0243-62-0194



双葉町からのお知らせ

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月7日HP更新

【双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方】

医療費一部負担金等の免除期間が、**平成31年2月28日まで1年間延長されます。**
免除証明書の発送は、2月20日頃を予定しています。

医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。

※ 社会保険などの医療保険に加入の方の医療費一部負担金等の免除については、加入の社会保険などの保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

介護サービス利用料等の免除期間延長のお知らせ

2月13日HP更新

介護保険サービス利用料(自己負担分)の免除期間が平成31年2月末日まで延長されることになりました。

また、引き続き介護保険被保険者証の提示により免除証明書の添付なしで介護サービスを利用することができます。

なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の平成30年度分の介護保険料の減免継続については、決定次第お知らせします。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

平成29年度「住民意向調査」調査結果【速報版】の公表について

2月13日HP更新

平成29年10月30日から11月15日にかけて実施した双葉町・福島県及び復興庁との共同による住民意向調査について、速報版がまとまりましたのでお知らせします。

なお、調査結果の詳細につきましては、まとめ次第お知らせします。

調査の概要

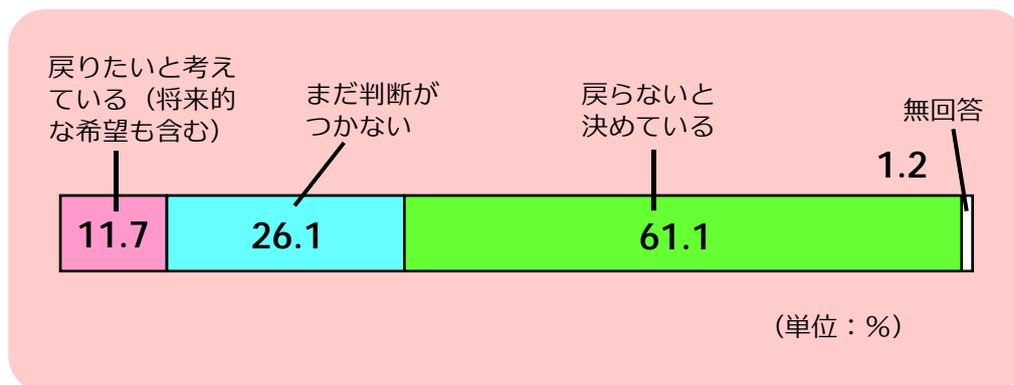
- 調査対象： 全世帯主 3,133世帯
- 調査時期： 平成29年10月30日～11月15日
- 調査方法： 郵送配布、郵送回収
- 回収数： 1,564人(回収率49.9%)

調査結果のポイント

(1) 帰還の意向

戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）	11.7%(13.4%)
まだ判断がつかない	26.1%(22.9%)
戻らないと決めている	61.1%(62.3%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(平成28年9月)結果



(2) 帰還を判断する上で必要な情報（上位抜粋）

住宅の修繕や建て替え、住宅確保への支援	38.5%
医療・介護福祉施設の再開や新設	38.2%
商業施設の再開や新設	27.7%
除染対策（被ばく低減対策）	27.0%
賠償額の確定	10.8%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

次ページへ続きます 

(3)戻らないと決めている理由（上位抜粋）

避難先で自宅を購入または建築し、将来も継続的に居住する予定だから	54.6%
家が汚損・劣化し、住める状況にないから	52.3%
医療環境に不安があるから	50.3%
生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから	45.2%
水道水などの生活用水の安全性に不安があるから	43.8%

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

(4)双葉町とのつながりを保ちたいか

そう思う	60.8%
わからない	25.0%
そう思わない	4.8%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

住民意向調査速報版を添付しました。

※双葉町の世帯

問い合わせ

復興庁 原子力災害復興班
双葉町役場 復興推進課

TEL 03-6328-0250
TEL 0246-84-5203

2月13日から「双葉町ふれあい広場」が移転します

2月9日HP更新

環境省発注の除染工事を受注した企業（前田・奥村・田中JV）が現場事務所を中野地内から長塚地内に移転することになりました。受注企業のご厚意により、移転後も事務所の一角を休憩施設「双葉町ふれあい広場」として利用することができます。

休憩施設移転場所

双葉町大字長塚地内（作山農機様敷地内）

利用可能な日時

年末年始など長期休暇を除く全日
午前9時30分～午後4時30分

設備機器

- 休憩室（20人程度着席可能）
- 自動販売機
- ウォーターサーバー
- トイレ

次ページへ続きます 



利用時の注意点

- いわき方面から北進にて、敷地内に入場する際には、南進する対向車線の車両に十分に注意してください。
- 敷地内の来場者専用駐車場に駐車し、ふれあい広場入口から施設内へお入りください。休憩目的以外での駐車はご遠慮ください。
- ふれあい広場の敷地境界に設置してありますバリケードを越えて帰還困難区域に徒歩で入退することは厳禁です。
- 水道は飲料不可のため、お手洗いにのみ使用してください。
- 飲料用にはふれあい広場内のウォーターサーバー、もしくは自動販売機を利用してください。
- 自動販売機で購入した缶、ビン、ペットボトルを除き、持参した飲食物の容器など(ごみ)は持ち帰ってください。

【問い合わせ先】

前田建設工業株式会社
 双葉町作業所相談窓口(担当:松井)
TEL 0240-26-0508

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

コンビニエンスストアなどでの本籍地証明書交付サービスについて

2月7日HP更新

これまでは、コンビニエンスストアなどで戸籍証明書(戸籍謄本・抄本など)を取得できる方は、住所と本籍がともに双葉町にある方だけでしたが、このたび双葉町外に住所がある方でも全国のコンビニエンスストアなどで、マイナンバーカードを使って戸籍証明書の取得が可能となりました。

利用可能な方

双葉町外に住所がありかつ双葉町に本籍がある方でマイナンバーカードをお持ちの方

※ 利用するには、コンビニなどのマルチコピー機または自宅のインターネットから事前に登録が必要となります。

- 住所・本籍ともに双葉町の方は、従来どおり登録せずに利用可能です。
- 双葉町民の方で本籍が他の市区町村の方は、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

利用方法・登録方法

登録の手続き後、町で審査を行い5営業日ほどで利用可能となります。

申請内容に誤りがあった場合、却下となりますので、必要に応じて再度登録の手続きをしてください。

取得できる証明書および手数料

- | | | |
|--------------------|----|------|
| ● 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本) | 1通 | 450円 |
| ● 戸籍の一部事項証明書(戸籍抄本) | 1通 | 450円 |
| ● 戸籍の附票の写し | 1通 | 200円 |

利用できる主な店舗

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- ミニストップ

※ マルチコピー機を設置している店舗に限ります。順次拡大される予定です。

利用可能時間

午前6時30分～午後11時

※ 年末年始(12月29日から1月3日)と機器などのメンテナンス時は除きます。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0246-84-5204



福島県からのお知らせ

県道原町川俣線「八木沢トンネル」が3月18日に開通します

2月7日HP更新

福島県が復興を担う『ふくしま復興再生道路』として位置づけ、事業を進めてまいりました県道原町川俣線「八木沢トンネル」が3月18日(日)に開通することになりましたのでお知らせします。

「八木沢トンネル」は、南相馬市と飯舘村にまたがる八木沢峠をトンネル化することにより、急カーブ・急勾配区間が解消され、沿線住民の皆さまをはじめとする道路利用者の安全で安心な通行確保が図られ、さらに相双地域の復興に大きく寄与することが期待されます。

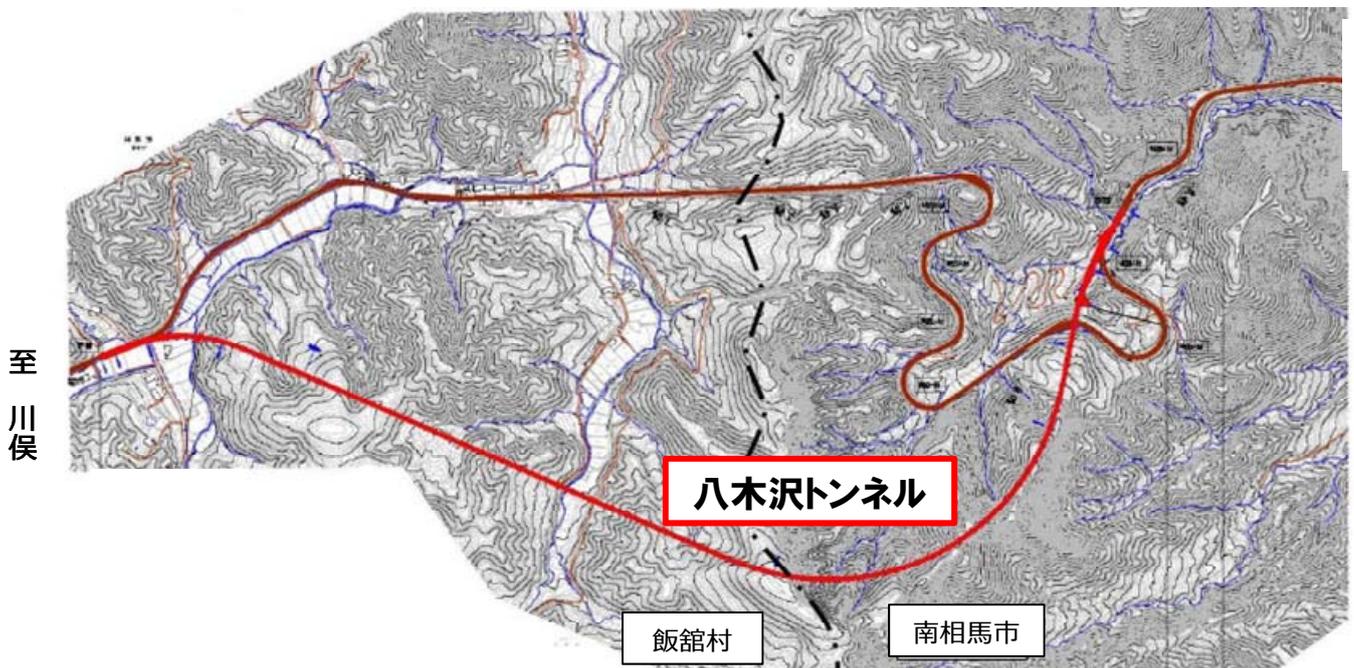
開通区間

県道原町川俣線「八木沢トンネル」
八木沢トンネル延長 2,345m
全体計画(八木沢工区)延長 2,800m

開通日

3月18日(日)

※ 開通時刻については、後日お知らせします。



問い合わせ

土木部 道路整備課
相双建設事務所

TEL 024-521-7502(内線3570)

TEL 0244-26-1203

2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				2月15日	16日	17日
				ひばり休み 浜通り配布		
18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
25日	26日	27日	28日	3月1日	2日	3日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
富岡町	0240-22-2111	
いわき市	0246-22-1111	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2018.2.14現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	21	51
原町区	4	7
南相馬市 計	25	58
浪江町	6	15
双葉町	3	5
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	9
合計	40	93

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511